

(趣旨)

第1 この要領は、滝沢市産業振興条例（令和3年滝沢市条例第3号）第17条に規定する滝沢市産業振興会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2 会議の招集は、開催日の2週間前までに行うものとする。ただし、急を要するときには、この限りではない。

(参集)

第3 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

2 委嘱された委員が会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができるものとする。

(会議の公開)

第4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）第9条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、審査、審議等を行う場合。

(2) 公開することにより会議の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合。

2 公開又は非公開の決定は、委員からの意見を聴き、会長が決定するものとする。

(公開の方法等)

第5 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入しなければならない。

3 会長は必要と認めるときは、傍聴券（様式第2号）を発行することができる。

4 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

(傍聴人の心得)

第6 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 指定された出入口から出入しなければならない。

(2) 傍聴席においては、常に静粛にし、会話、発言、拍手等をしてはならない。

(3) 指定された席をみだりに離れてはならない。

- (4) 帽子、外とう、襟巻の着用及び傘等を携帯してはならない。
- (5) 傍聴席以外の部屋に立ち入ってはならない。
- (6) いかなる理由があっても会議の議席に入ってはならない。
- (7) 会議を妨害するような行為をしてはならない。
- (8) その他会議の秩序をみだす行為をしてはならない。

(傍聴の禁止)

第7 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 兇器その他危険なものを所持している者
- (2) 人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(退場命令)

第8 会長は、指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第9 会議終了後は、会議の経過概要及びその結果を記載した会議録を作成するものとする。

(会議録の縦覧)

第10 会議録は、会議の事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

(庶務)

第11 会議の庶務は、市産業振興担当課において処理する。

附 則

この要領は、令和3年9月2日から施行する。